

商工観光事業の取扱いについて（その 1）

商工観光事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

商工観光事業の取扱いについて（その 1）

1 . 商工関係事業の取扱いについて

商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策（事業）については、新市において調整する。

各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を保障する。

企業誘致事業については、合併までに調整する。

2 . 観光事業の取扱いについて

観光振興計画を合併後速やかに策定する。

新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。

観光振興事業については、交流人口の拡大を図るために、地域の特性を活かし、積極的に推進する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会